

第三者からの情報取得事件申立ての手引 (令和3年1月4日)

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所 民事第3部 債権執行係

☎ 098-918-3330 (直通)

1 申立手数料

収入印紙 1, 000円分 (第三者の数は手数料に影響しません。)

※ 1名の債権者が2通以上の債務名義に基づいて申し立てても、債務者が1名であれば1個の申立てでできます。

※ 債権者が2名以上の場合は、債務名義が1通であっても申立ての個数は債権者の数になります (1, 000円×債権者の数)。

※ 同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合も、第三者からの情報取得手続の性質上、債務者ごとに別事件として申立てをすることが必要となります。

2 予納郵便切手, 予納金等

(1) 郵便切手 84円分 (保管金提出書の郵送を希望する場合)

(2) 予納金 (予納する金額は、裁判所が指示します。)

① 不動産情報 (未定)

② 勤務先情報 1件 6, 000円

※ 第三者が1名増えるごとに2, 000円ずつ足します。

③ 預貯金情報, ④株式情報 1件 5, 000円

※ 第三者が1名増えるごとに4, 000円ずつ足します。

※ 予納金には、手続で使う郵便費用のほか、③預貯金情報や④株式情報の申立事件では、情報を提供する金融機関 (第三者) への報酬 (1か所2, 000円) が含まれます。

(3) 直送用封筒等

第三者から、直接、情報提供書面の送付を求める場合には、申立人の宛先を記載した直送用封筒 (料金受取人払封筒若しくはレターパックライト) 又は84円切手を貼付した定型郵便用封筒を第三者の数だけ提出してください。

3 申立書添付書類

(1) 債務名義及びその送達証明書

※ 執行文付与が必要な債務名義は、執行文付きのもの

※ 更正決定又は更正処分があるものは、その正本及びその送達証明書も添付のこと

(2) 当事者 (債権者, 債務者, 第三債務者) が法人である場合、代表者の資格証明書 (商業登記の登記事項証明書等)

(3) 当事者の住所や氏名 (名称) が債務名義上の住所・氏名 (名称) と異なっている場合、当事者の同一性 (つながり) を示す公文書 (住民票, 戸籍附票謄本, 商業登記の履歴事項証明書等)

※ 上記 (2), (3) については、申立日より1か月以内に発行されたもの。

4 申立書添付書類以外の提出書類

当事者目録, 請求債権目録の写しを各1部添付してください (これは申立書に添付書類として表示しなくて結構です。またホッチキスとじ及び押印はしないでください。)

※ 不明の点, 特殊事案等については、係に相談してください。